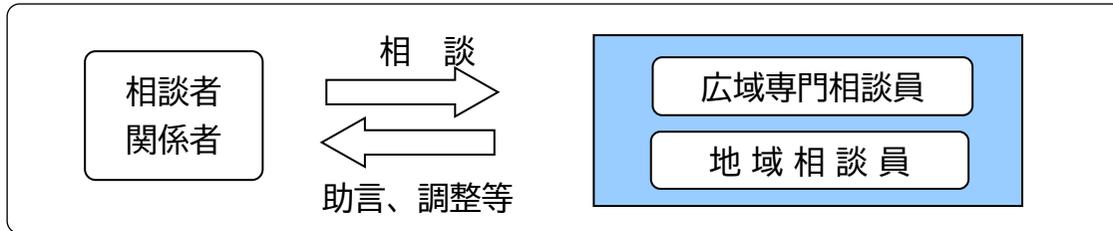


相談の仕組み

不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談体制として、「広域専門相談員」と「地域相談員」を設けています。(条例第 11 条～第13条)



事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」から、助言やあっせんを行うこと等としています。(条例第 16 条～第20条)

